「たばこ政策」にみる政治の低俗

国民「不健康」で潤うJTと財務省

「今日も元気だ　たばこがうまい！」「たばこは心の日曜日」。日本たばこ産業（JT）の前身である日本専売公社が、こんなキャッチフレーズで喫煙を奨励した時代も今や昔の話だ。厚生労働省が二〇二〇年の東京五輪・パラリンピックに向け、病院や学校の敷地などを全面禁煙として罰則を設ける受動喫煙防止対策案を策定。自民党内の推進派と慎重派が鋭く対立して、その行方は煙に包まれるがごとく見通せない。この相克の核心は、国家財政に欠かせざる税収と位置付けてたばこを売りながら、禁煙に突き進む国家政策の絶対矛盾にほかならない。アクセルを踏み続けながら急ブレーキをかける摩訶不思議なたばこ政策の裏面に迫る。

対策案は禁煙エリアを三つに区分けし、違反する施設管理者には五十万円以下の過料を科す。最も厳しい「敷地内禁煙」には医療施設、小中高校、児童福祉施設などが分類され、「建物内禁煙」には官公庁、大学、運動施設などを分類した。いずれも全面禁煙で、喫煙室は認めない。「原則建物内禁煙」には飲食店やホテルが入り、喫煙専用室を設置できる。受動喫煙防止対策の強化は東京五輪に向け、世界保健機関（WHO）と国際オリンピック委員会（IOC）が二〇一〇年に合意した「たばこのない五輪」を実現するのが目的だ。この対策案に至る前の骨子が昨年十月に「たたき台」として公表されると、関連業界から文字通り、袋だたきに遭った。

JT株を保有する政府が「健康増進」を謳うという矛盾が混乱の要因
（自民党たばこ議連臨時総会で挨拶する野田毅会長・中央、3月7日）

担税物資という聖域

「飲食店、喫茶店、スナックのオーナーは廃業に追い込まれかねないと不安を感じている」。こう嚙みついたのは全国生活衛生同業組合中央会の大森利夫理事長だ。日本フードサービス協会の菊地唯夫会長も「事業者は自主的に『禁煙』『分煙』『喫煙』を推進し（中略）、お客様は自由に店舗を選択してきた。強化案は外食産業、飲食業の多様性、嗜好性をないがしろにするものだ」と指弾した。

反対の大合唱を受け、厚労省は例外規定をひねり出す。スナックやバーなど酒類提供が中心の飲食店のうち小規模店舗は「喫煙可」。小規模の線引きは面積約三十平方メートル以下が有力で、法案成立後に政令で定めるとした。だが、これが二月上旬に報道されるや、自民党の喫煙派は飲食業界の意向をバックに逆襲に打って出た。

「五輪のためなら東京だけで規制すればいいじゃないか！」

自民党厚労部会で厚労省幹部は反対派からつるし上げを食らう。「たたき台」より規制を緩めたにもかかわらず「反対意見が九割を占めた」（渡嘉敷奈緒美部会長）。反対派の巣窟である自民党たばこ議員連盟（会長・野田毅衆院議員）は三月に臨時総会を開き、厚労省案への対案を練り上げた。それは、厚労省案が敷地内全面禁煙とした学校や医療機関で喫煙室や喫煙スペースを認める。飲食店は禁煙・分煙・喫煙を各店舗の判断に委ね、表示を義務付けるとの内容だ。

臨時総会に出席した議員は「たばこは禁止薬物ではなく、合法的な嗜好品。喫煙を愉しむことは幸福追求の権利だ」と憲法に定める国民の権利まで持ち出して厚労省案をこき下ろした。

一方、厚労省も「妊婦、子供、がん患者らの健康が喫煙の自由よりも後回しにされる現状は看過できない」と譲らない。嫌煙を公言する塩崎恭久厚労相は「スモークフリー社会実現に向けた必要な準備だ」との姿勢を貫く。ここまで深まる対立には、たばこの好き嫌いではなく、たばこ政策を巡る相反が色濃く投影されている。それは、税収を担う「担税物資」の役割を果たしてきた歴史と近年の「禁煙ムード」のパラドックスだ。

健康施策は実現しない

日本のたばこは、明治期の一八七六年から担税物資の役割を課されてきた。一九〇四年にたばこ専売法を定め、政府自ら製造販売の独占に踏み出したのは、日清戦争後の財政悪化への対応と、迫る日露戦争の戦費調達への備えのためだった。敗戦時の四五年、たばこ税収は国家財政の二〇％にも達していた。

連合国軍総司令部（GHQ）に促されて四九年、たばこ・塩・樟脳などを専売していた大蔵省専売局を分離し、公共企業体・日本専売公社が発足。昭和六〇年（八五年）の民営化で組織形態こそ株式会社になったものの、たばこ事業法、日本たばこ産業株式会社法という旧来の枠組みを維持する法律の下、民営化後三十二年を経た今も、担税物資の役割は変わらない。

一箱四百四十円を例にとると、地方たばこ税百二十二円四十四銭、国たばこ税百六円〇四銭、たばこ特別税十六円四〇銭、それに消費税三十二円五十九銭を加え、税合計額は二百七十七円四十七銭に上る。実に、代金の六三％超を税金が占める。税収は安定的に年およそ二兆円。喫煙率が低下する中、二兆円ラインを割りそうになると財務省がたばこ増税に踏み切り、税収を調整しているからだ。

日本のたばこ価格は国際的に極めて安いレベルだが、それもたばこの消費本数が減りすぎないようにする国策のたまものだ。「世界的に珍しい政府の小売価格認可制で日本はメーカーの意思でたばこ価格を決められない。国が税収の観点からたばこ需要を管理している」と業界関係者は解説する。

JTの経営面でも、政府はたばこ消費を奨励しなければならない立場にある。JT株式の三三・三五％は財務相が保有し、年間で配当金計約七百億円超が国庫に入ってきているからだ。財政投融資特別会計投資勘定の収入に組み込まれ、その主な使途は「産業投資支出」。「民間だけでは十分にリスクを負えない分野を対象とした投資への支出」と財務省は説明するが、その詳細は詳らかにされていない。

財務省（旧大蔵省）は長きにわたり税収の観点から、そして八五年のJT発足後は配当収入の視点も加え、たばこ消費を促してきた。そこに厚労省が健康や五輪開催地の国際標準、WHOの評価を錦の御旗に、たばこ消費抑制策を打ち出した。政府の中で働く逆さまのベクトルこそ、全体の方向性が見えない大混乱の原因なのだ。

世界的には〇五年のたばこ規制枠組条約発効以降、財政や産業育成の官庁から健康当局へたばこ政策の所管が移っている。米国は食品医薬品局、英国とイタリアは保健省、フランスは厚生省……。国際潮流をバックに、日本の厚労省は健康施策で主導権を握ることができるのか。「税収の安定確保を大命題とする財務省が主管官庁である限り、厚労省の健康施策は実現しまい」と業界関係者は懐疑的だ。

しかし、財務相が三分の一超の株式を保有し、拒否権を行使できるオーナーとして君臨するたばこ会社JTは、政府の健康推進策と明らかに衝突する。そもそも政府が有害なたばこ事業に関与する必然性はあるのか。国際競争を繰り広げる企業を特別な法律で縛る制度は、株主の利益に反しないのか。根本的な疑問への解を導き出し、世にも不思議な絶対矛盾を解消しない限り、たばこ問題は堂々巡りの隘路から抜け出せないのだ。